



2024年2月20日

各 位

インフラファンド発行者名  
エネクス・インフラ投資法人  
代表者名 執行役員 松塚 啓一  
(コード番号 9286)

管理会社名  
エネクス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松塚 啓一  
問合せ先 取締役兼財務経理部長 進 裕二  
TEL: 03-4233-8330

(開示事項の経過) エネクス・アセットマネジメント株式会社との資産運用委託契約の継続の決定に関するお知らせ

エネクス・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の資産の運用を受託する管理会社であるエネクス・アセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、2023年10月2日付で開示した「エネクス・アセットマネジメント株式会社の宅地建物取引業免許の更新拒否に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年9月30日、東京都知事より、本管理会社の役員が、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」といいます。）第5条第1項第12号の規定に該当するとして、宅地建物取引業免許の更新を拒否する旨の決定を受けました（以下「本件事象」といいます。）。

その後、本管理会社は、2023年10月12日付で開示した「（開示事項の経過）エネクス・アセットマネジメント株式会社による宅地建物取引業免許の再申請に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付で宅地建物取引業の免許の再申請を行い、2023年12月4日付で開示した「（開示事項の経過）エネクス・アセットマネジメント株式会社による宅地建物取引業免許の再取得に関するお知らせ」に記載のとおり、12月1日付で、同免許を再取得いたしました。

そして、本管理会社は、2023年12月15日付で開示した「（開示事項の経過）エネクス・アセットマネジメント株式会社による取引一任代理等の認可の再申請に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付で宅地建物取引業法に規定する取引一任代理等の認可の再申請を行いました。同認可に関し、2024年2月16日付で付与された旨の通知を同日受領いたしました。

本投資法人は、上記のとおり、本管理会社が本件事象を受けて喪失した許認可の全ての再取得が完了したことを踏まえ、本日、本管理会社との間で締結している資産運用委託契約を解約せず、継続することを決定（以下「本件決定」といいます。）いたしましたのでお知らせいたします。

## 1. 概要

本管理会社は、本件事象を受けて喪失した許認可の全ての再取得を完了しました。そのため、本管理会社は、本投資法人の管理会社として、新たな投資判断を行うことが可能となりました。

本投資法人は、これまで本管理会社の対応状況を注視してきましたが、上記のとおり本件事象を受けて喪失した許認可の全てが再取得されたこと、また、本管理会社において本件事象の原因分析とそれを踏まえたコンプライアンス態勢の強化等の対応策が講じられていることを確認しました。その他、本管理会社のこれまでの本投資法人の資産運用の状況及び実績等を総合的に勘案し、本管理会社との間で締結している資産運用委託契約を解約し、代替の管理会社との間で新たに資産運用委託契約を締結するよりも、本管理会社との間の資産運用委託契約を解約せずに継続する方が、投資主の利益に資すると判断しました。



## 2. 業績への影響について

本件事象は、現在保有している資産の稼働そのものに支障を与えるものではなく、本件事象及び本件決定による公表済みの本投資法人の業績への影響は見込んでおりません。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://enexinfra.com/>